

ラオスにおける商標出願制度概要

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

■ 商標出願手続の流れ

ラオスにおける商標出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

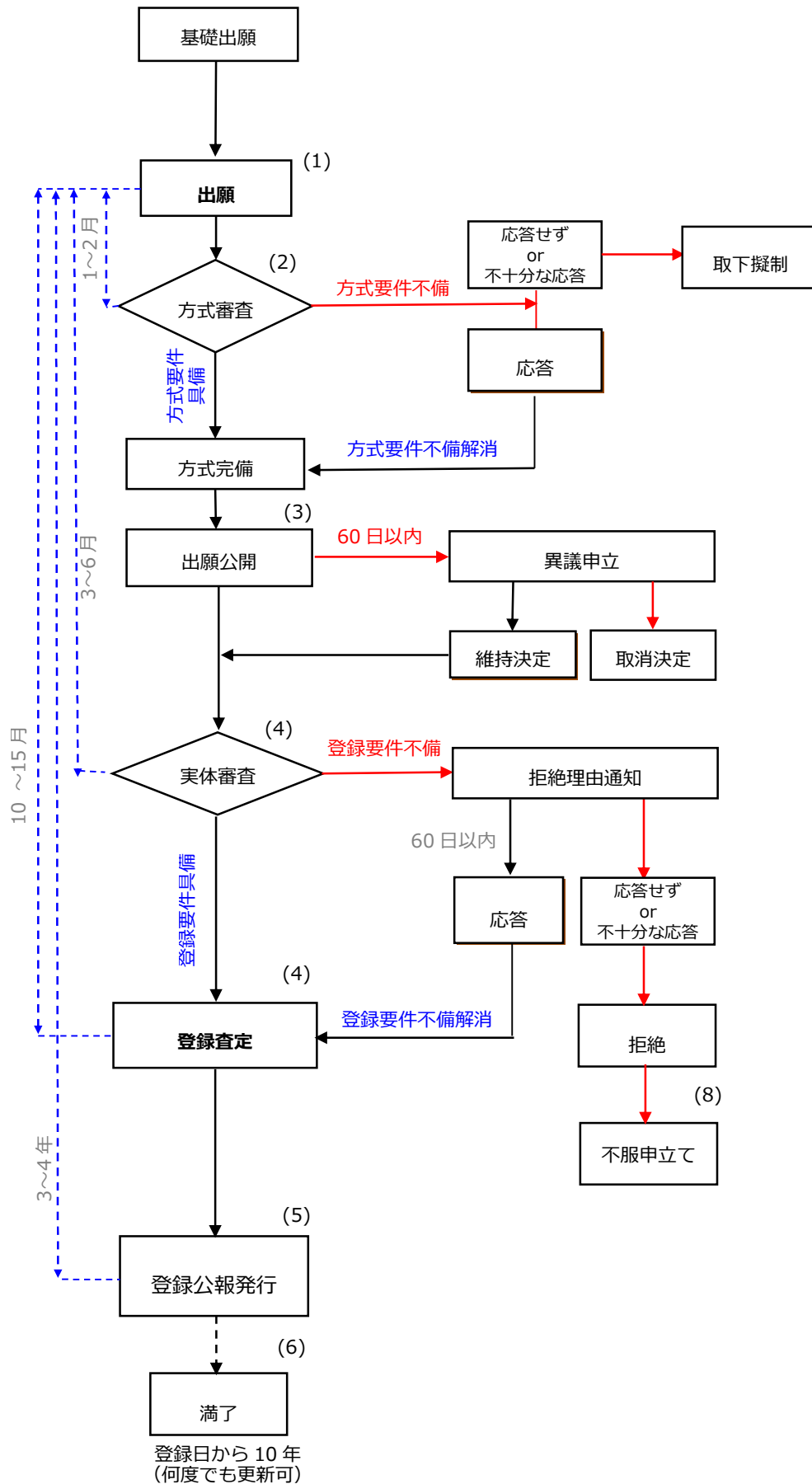
■ 詳細

・登録機関

ラオスにおける、知的財産行政および管理、特に商標登録を担当する政府機関は、科学技術省 (Ministry of Science and Technology) が統括する知的財産局 (DIP: Department of Intellectual Property) である。

・登録可能な標章

ラオス知的財産法 (Law on Intellectual Property, No. 38/NA dated November 17, 2017、以下「知的財産法」という。) 第16条によれば、「標章」は、個人、法人または組織の商品またはサービスを、他の個人、法人または組織の商品またはサービスから識別することが可能な標識または標識の組合せである。標識には、人名を含む語、文字、数字、図形要素、立体、動画または製品パッケージ、および色彩の組合せ、並びにかかる標識の組合せが含まれる。



(1) 商標出願

知的財産法では、単一区分出願と多区分出願が認められている。出願時に要求される書類および情報が知的財産法第33条に規定されており、商標出願を行うためには、出願人は少なくとも次の書類および情報を提出しなければならない。

- 知的財産局（DIP）指定の書式に以下の情報を記入した書類
 - 出願人の名前および住所
 - 商標の見本
 - 代理人の名称および住所
 - ラオスで使用される商標が用いられる商品／サービスの詳細なリスト
- 公証を受けた委任状（ただし、認証は要求されない）
- 出願商標が団体商標または証明商標に関する場合、当該商標が使用される方法を記載した書類
- 優先権を主張している場合、優先権証明書
- 出願料の領収書

(2) 商標出願の方式審査

知的財産法第38条により、知的財産局（DIP）は商標出願の方式審査を行い、正しい書式で出願が行われ、出願料が支払われていることを確認する。知的財産局（DIP）は、出願が出願日を定めるための方式要件を満たしているか否かを出願人に通知する。出願に不備がある場合、知的財産局（DIP）は通知の日から60日以内に出願を補正することを通知する。

(3) 出願公開

方式審査が完了すると、商標出願は公開される（知的財産法第39条）。第三者は公開日から60日以内に商標出願に対して異議申立てを行うことができる。

この異議申立制度は、2018年6月施行の知的財産法において導入された（同法第39条）。また、新たな電子システムが構築され、それにより商標出願の提出がなされた事実を第三者に公開・通知することとなっている。一方、現時点で、この電子プラットフォームはリリースされておらず、当局からの最新情報によれば、当

該電子プラットフォームは2019年の間に整備される予定である。その時点で、異議申立制度は完全な形で実施されることとなる。尚、本記事に示した出願手順のフローチャートは、2017年改正ラオス知的財産法に基づいて作成したものであることに留意する必要がある。

(4) 実体審査

商標出願の方式審査が完了すると、知的財産局（DIP）は商標出願の実体審査を行う。審査官は、実体審査において、次の不登録事由に該当するか否かを審査する（知的財産法第23条）。

1. 出願人の商品またはサービスと、他の個人、法人または組織の商品またはサービスとを識別できない標章
2. もっぱら、取引において商品の種類、品質、数量、用途、価額、原産地若しくは製造時期を指定するのに役立つ標識若しくは表示、またはラオスで現在用いられている言語若しくは誠実かつ定着した商慣行において慣習となっている標識のみから成る標章
3. 公衆若しくは当該標章が使用されている業界を欺くか若しくはこれに誤認を生じさせるような内容または不正な内容の標章
4. 業として使用された場合に、当該商品またはサービスの出所等に関して公衆に誤認を生じさせる虞がある表示からなるまたは当該表示を包含する標章
5. 関係する政府機関からの許可を得ることなく、紋章、旗またはその他の国の記章およびラオスまたは外国の首都等の略称等からなるまたはこれらを含む標章
6. 国際組織等から許可を受けることなく、国際組織の記章または国際条約により創設された記号、国家または国際組織の公式の印または記号からなるまたはこれらを含む標章
7. 許可を得ることなく、生きている人の名称、像または肖像からなるまたはこれらを含む標章

8. 許可を得ることなく、文化的表象若しくは歴史的記念物の像若しくは国民的英雄若しくは指導者の名称、像若しくは肖像からなる若しくはこれらを含む標章またはラオスの優れた伝統に無礼な若しくはこれに反する標章
9. 同一、類似または関連する商品またはサービスについて既に登録されている商標と同一または類似の標章
10. 同一、類似または関連する商品またはサービスにかかる周知標章と同一または類似の標章
11. 同一、類似または関連する商品およびサービスを提供する企業の商号と同一のまたは類似の標章
12. 商品若しくはサービスの出所に関して混同の虞を生じさせるまたは登録標章若しくは周知標章若しくは商号との関係を偽って示唆する前記の標章
13. 商品の真の出所以外の場所を特定する地理的表示からなるまたはこれを組み込む標章
14. 商品が作られた地域等に関して字義的には真正であるが、公衆に当該商品が他の地域において作られた旨を偽って表す地理的表示からなるまたはこれを組み込む標章
15. 生存している若しくは死亡した人または国の表象等を貶め若しくはこれらとのつながりを偽って示唆するまたはこれらを侮辱し若しくはこれらの評判を落とす虞がある事柄からなるまたは当該事柄を含む標章
16. 競争相手の営業所、商品または工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせる内容の標章
17. 業としてのその使用が競争相手の営業所、商品または工業上若しくは商業上の活動の信用を落とさせる内容の標章
18. 国の安全、社会秩序、ラオスの文化および優れた伝統に反する標章

審査の結果、登録要件を満たす場合、登録査定となる。また、登録要件に不備がある場合、出願人に拒絶理由が通知される。出願人は、60日以内に応答をする必要があり、もし、応答しなかった場合若しくは応答が不適切であった場合、拒絶査定となる（知的財産法第43条）。

(5) 登録

実体審査の結果、登録が認められると、知的財産局（DIP）は登録証を発行し、登録簿に登録され、産業財産公報が発行される。登録が完了した場合、第三者は、産業財産公報の発行日から5年の期間内に登録に対して異議を申立てまたは取消を請求することができる（知的財産法第44条）。

(6) 商標権の存続期間

商標の存続期間は、登録日から10年である。存続期間は、満了時に何度でも更新することができ、各更新期間は10年である（知的財産法第51条）。

(7) 商標権の消滅

商標権は、次の何れかに該当した場合、消滅する（知的財産法第45条）。

1. 保護期間が満了した場合
2. 商標権者が登録の更新および手数料の納付をしなかった場合であって、保護が付与され、かつ、手数料が納付されていた期間の終了時に権利が消滅する場合
3. 1 または 2 以上の保護要件が満たされていないとの結論に基づいて登録が無効にされる場合
4. 登録商標が使用されない場合

(8) 不服申立て

出願人は、拒絶査定に不服がある場合、知的財産局（DIP）に審判を請求することができる（知的財産法第130条、商標および商号について知的財産法の施行に関する科学技術省省令第57条）。

■留意点

ラオスにおける知的財産制度の整備状況は、他のASEAN加盟国と比較してまだ初期段階である。しかしながら、最近、ラオスは、経済・貿易・投資およびラオス国内におけるイノベーションを促進させるために知的財産制度の整備を優先させ

ており、国際基準に到達するための知的財産の登録および保護に関する広範囲の多国間条約にも加盟した。マドリッド協定議定書への加盟により、ラオスにおいて国際登録に基づく商標権による保護を求めることもできる。このように、商標出願の出願人はラオスにおいて効率的に商標を登録することが可能となってきている。

■ソース

ラオス知的財産法

商標および商号について知的財産法の施行に関する科学技術省省令

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)